

**訪問介護・尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業  
重要事項説明書**

令和 年 月 日

**1 事業所の概要**

事業所名称	森ケアサービス
事業所所在地	兵庫県尼崎市南塚口町3丁目9番地28号
指定事業所番号	2873011593
開設年月日	平成28年8月1日
連絡先	電話：06-6428-2271
管理者	森 克己
サービス提供実施地域	尼崎市全域とする。ただし、これらの地域以外の利用希望者については相談

**2 当事業所の法人概要**

法人名	一般社団法人あみーる
所在地	兵庫県尼崎市南塚口町2丁目14番地24号
設立	平成27年10月15日
代表者	代表理事 森 克己
電話	06-6428-2271
F A X	06-6421-2014
他の事業	居宅介護・重度訪問介護計画・同行援護・移動支援 障害児通所支援・相談支援事業
ホームページアドレス	<a href="http://www.eonet.ne.jp/~mori-careservice/">http://www.eonet.ne.jp/~mori-careservice/</a>

**3 事業の目的・運営方針**

事業の目的	一般社団法人あみーる「森ケアサービス」は法律の定める制度を活用した適正な運営を確保し、円滑な運営を図るとともに、障害者（児童福祉を含む）・高齢者等社会的弱者の意思及び基本的人権を尊重して、豊かで生きる楽しさを実感できるサービスの提供を確保することと自立した日常生活を営むことが出来るように訪問介護を提供する事を目的とす。
運営方針	<p>① 利用者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事。外出時における移動中の介護や生活等に関する相談・助言を援助するものとします。</p> <p>② サービス提供に当たっては、利用者及びその家族の意向に沿ってサービスの提供ができるように務めるものとします。</p> <p>③ サービス提供に当たっては、地域との連携を重視し、利用者の所在する市町村・関係医療・他の指定介護サービス事業者・指定介護支援専門員事業者・保健医療サービス事業者との密接な連携に務めるものとします</p> <p>④ 介護保険法及び他の関係法令等を遵守し、訪問介護サービスを提供するものとします。</p>

**4 当事業所の特徴**

お客様により良いサービス提供が出来るように提供する介護支援専門員の質の評価を行い常にその改善を図るように次の取組を行っています。

①職員の研修及び教育 ②苦情・虐待防止体制 ③緊急時・事故発生時の体制 ④衛生面の体制 ⑤利用者等への適切な連絡体制 ⑥関係機関への連絡体制 ⑦利用者等との相談活動の体制 ⑧利用者との信頼関係の体制等

⑨ 衛生管理等について

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態については必要な管理を行います。毎年11月は健康診断を実施しています。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めています。

**5 事業所の営業日・営業時間**

月曜日～土曜日 午前9時00分～午後6時00分

休業日 日曜日・年末・年始・盆及び国民の祝日等

※ 訪問介護員は上記関係なく活動しています。

※ 午後6時以降 留守番電話（必要な要件を入れる事）・携帯電話での対応  
一般社団法人あみーる

(1)

## 6 事業所の職員体制

- (1) 管理者 1名
- (2) サービス提供責任者 1名 人数については変動があります。
- (3) 訪問介護員 10名以上

訪問介護員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は提示を求めることが出来ます。

訪問介護員等の員数基準については変動がありますが、基準を守ります。

## 7 職務内容

### (1) 管理者

職員及び業務の管理を一元的に行います。

職員に法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

### (2) サービス提供責任者

- ① ご利用者様の状態や意向等を十分に把握した上で、ケアプラン（居宅サービス計画）に基づいた「訪問介護計画」を作成します。
- ② 作成にあたっては、サービス担当者会議への参加により、居宅介護支援事業者等と連携を図ります。
- ③ 訪問介護計画については、ご利用者様等へ説明して同意を得た上で交付します。ご利用者様の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。
- ④ 訪問介護計画書の変更は居宅介護支援事業者が中心になり調整した上で必要に応じて行います。
- ⑤ 訪問介護員に対し具体的な援助目標及援助内容等のサービスに関する指示・指導を行います。また、ご利用者様の状況についての情報を伝えます。
- ⑥ 訪問介護員の能力や希望に応じた研修・技術指導等を行います。
- ⑦ 訪問介護員は訪問介護計画書に基づいて訪問介護サービスを提供します。
- ⑧ 事業者やサービス提供責任者が行う研修・技術指導等を受けることで、適切な介護技術をもって訪問介護サービスの提供を行います。
- ⑨ サービス提供後、ご利用者様の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行います。
- ⑩ サービス提供責任者からご利用者様の状況についての情報を受け適切に対応します。

## 8 サービス提供に当たって

- (1) 介護保険被保険者証に記載されている被保険者資格・要介護認定の有無及び有効期間を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかにお知らせ下さい。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、必要な援助を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護・尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した「訪問計画書」を作成します。尚、作成した「訪問介護計画書」は利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付致します。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。尚、「訪問介護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示・命令は、すべて当事業者が行います。必ず守って下さい。

## 9 提供するサービスの内容

訪問介護員が利用者宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介助・調理・洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

### (1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。

起床介助・就寝介助・排泄介助・身体整容・食事介助・更衣介助・清拭・入浴介助  
体位交換・服薬介助・通院介助・外出介助等です。

- ① 動作介護  
体位の変換や服薬の介助－比較的手間のかからない介護
- ② 身の回り介護  
おむつの交換や排泄の介助等－ある程度手間のかかる介護
- ③ 生活介護  
食事の介助や入浴の介助等－相当手間や時間もかかる介護

- (2) 生活介護  
家事を行うことが困難な利用者に対して家事の援助を行います。  
日常生活の援助  
調理・洗濯・掃除・買い物・薬の受取・衣服などの整理等です。

- (3) 下記の行為は行いません
- ① 医療行為
  - ② 利用者又は家族の金銭・預金通帳・証書・書類等の預かり。
  - ③ 利用者又は家族の金銭・物品・飲食の授受。
  - ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供。
  - ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除・庭の掃除等）。
  - ⑥ 利用者宅での飲酒・喫煙・飲食等。
  - ⑦ 身体束縛・利用者の行動を制限する行為。
  - ⑧ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑行為。

## 10 サービスの利用方法

サービスの利用開始と自動更新について

- ① 訪問介護・尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業で介護給付費支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方はご連絡ください。当事業所が利用者のご自宅で当事業所のサービス提供に係わる契約・重要事項の説明を行います。
- ② サービス提供の利用が決定した場合に契約を締結し訪問介護・尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業の該当する計画を作成します。
- ③ サービス提供の開始
- ④ 契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。  
ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約解除の申し出がない場合は自動的に更新されるものとします。
- ⑤ サービス提供に当たっては適切なサービス提供をするために利用者（本人）の心身の状況や生活環境・保健医療サービスや他の福祉サービス提供の利用状況を把握させていただきます。
- ⑥ 当事業所は、居宅介護支援事業者や主治医との緊密な連携を図りより良いサービスを提供いたします。  
利用者様が訪問介護サービス計画の変更を希望される場合は速やかに担当居宅介護支援事業者に連絡してその旨を伝え調整出来る事があります。

## 11 サービス期間中のお願い

- ① 当事業所の訪問介護員がまれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますが、ご了承ください。
- ② 当事業所の訪問介護員及び資格を習得する訪問介護員が同行研修をする場合がございますのでご了承ください（必ず連絡致します）。
- ③ やむを得ずヘルパーが変更する場合がございますのでご了承ください。
- ④ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子等の心遣いはご遠慮下さい。

## 12 サービス提供の利用料・利用者負担額

- 1 利用者の負担額（介護保険の適応）については、「契約書別紙」の通りです。
- 2 やむ得ない事情で、訪問介護員が2名で訪問した場合については2名分の料金です。  
但し、利用者様の同意を得なければなりません。
- 3 交通費について  
尼崎市内での交通費は無料です。  
尼崎市以外についての交通費は実費負担となります。  
買い物時や薬の受け取り時の交通費は実費負担となります。
- 4 サービス提供の利用をキャンセル（中止）する場合の利用料について  
サービス提供の利用を予約してキャンセルする場合は下記のキャンセル料が必要です。
  - ① ご利用日の訪問する時間より24時間前までにご連絡いただいた場合は無料です。  
例えば、4月25日3時00分にサービス提供の予約をした場合  
4月24日3時00分までにサービス提供のキャンセルをした場合
  - ② 24時間前までにご連絡いただかなかった場合は1,000円いただきます。
  - ③ サービス提供時間にヘルパー（訪問介護員）が利用者宅に訪問しますが、利用者様がいないうちヘルパーは15分待ちますが、利用者様がいないうちは1,000円いただきます。
  - ④ 利用者様の「病変」「急な入院」のやむ得ない事情によるキャンセルは無料です。
  - ⑤ キャンセルされる場合は速やかに当事業所にご連絡下さい。

- 5 利用者宅でのサービス提供をするために必要となる水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者様で負担いただきます。
- 6 介護保険が適用されないサービスを利用する場合の費用については利用者様の全額自己負担となります。
- 7 要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前にサービスを利用した場合  
要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果が自立となった場合には、所定の利用料（サービス費用の全額）を負担していただきます。また、認定結果に（サービス費用の全額）によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分を全額ご負担していただく事になります。
- 8 上記の支払方法は利用のあった月に集計し、請求をさせていただきます。  
請求書が届いた日から10日以内にお支払いをお願いします。

### 13 利用料の支払い方法

- (1) サービスを利用した場合、翌月に前月分の利用料の請求をいたします。  
「請求書」をお渡しします。
- (2) 請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認ください。
- (3) 支払方法は①銀行振込②現金集金の2通りの中からお選びください。
- (4) 振替日は翌月の末日です。現金集金の場合は、翌月の末日までに、担当の訪問介護のお支払いください。
- (5) お支払いいただきましたら、領収証を発行しますので、大切に保管してください。
- (6) 事業所指定の口座に振り込む場合

	銀行名	支店名	普通口座番号	名義名
①	三井住友銀行	塚口支店	4 6 2 7 0 4 0	シャ) アミール
②	三菱東京UFJ銀行	塚口支店	3 3 0 4 3 8 8	シャ) アミール

### 14 緊急時の対応方法

お客様の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびに、ご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。  
緊急訪問の場合、訪問介護計画は必要な修正を行う。  
居宅サービス基準第19条に基づき、必要な記録を行う。  
指定居宅支援専門員との連携し、訪問サービス計画の変更をする。

主治医の氏名	
所属医療機関名等	
所在地	
連絡（電話番号）	

家族等の氏名・続柄	
所在地	〒
連絡（電話番号）	

### 15 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

- (1) 当事業所は利用者様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。
- (2) 利用者様に日常的な金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するお客様の権利擁護等の必要が生じた場合には、お客様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

## 16 契約の終了と自動更新について

- ① 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で、この契約を解除することが出来ます。ただし利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は通知でも契約を解約をする事が出来ます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービス提供をしない場合・守秘義務に反した場合・利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合に利用者が文書等で通知する事により直ちにこの契約を解除する事が出来ます。
- ③ 利用者がサービス提供利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延したので料金の支払いを催告したにも関わらずお支払いがいただけない場合。
- ④ 当事業者や職員に対して利用者・ご家族等が本契約継続しがたい背信行為を行った場合は直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただきます。
- ⑤ 当事業所を閉鎖又は縮小する場合等やむを得ない事情がある場合には契約を解除し、サービス提供を終了させていただく事があります。但し、契約を解除する日の30日前までに文書等で通知致します。
- ⑥ 契約の有効期間については、受給認定の有効期間の満了でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了10日前までに利用者から契約終了する旨の通知が無い場合には次の受給認定の有効期間まで自動的に更新されます。

## 17 契約の自動終了

次の場合は連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 訪問介護サービスの介護給付費の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合  
所定の期間経過をもって終了いたします。
- ③ 利用者が亡くなった場合

## 18 プライバシーの保護

当法人は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。ただし、当法人がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、個人情報の利用については、利用者の個人情報使用同意書を得るものとします。

## 19 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の様態が急変した場合

- ① 主治医・ご家族等に連絡するなど必要な処置を講ずる。
- ② 時と場合により救急車の手配をする。
- ③ 関係機関に連絡をする。

## 20 サービス提供中における事故発生時の対応

### (1) 緊急時における確認事項

- ① 事故の原因を解明し再発生を防ぐための対応を取る。  
状況判断及び安全処理を取る。
- ② 個人情報使用同意書に基づき、連絡先に連絡を取る。  
場合によっては、市役所・国保連に連絡を取る。
- ③ 事故の状況及び採った処理についての記録を取る。

### (2) 市町村・家族への連絡方法

- ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

### (3) 当法人の再発防止策等

- ① 事実の調査と対応策のミーティングを行い改善策をたてる。
- ② 再発防止とサービス改善に役立てるために台帳に記入する。

### (4) 損害賠償

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当法人は下記の損害賠償保険に加入しています。

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| ○ 保険会社名 | 三井住友海上火災               |
| ○ 加入保険名 | 福祉事業者賠償責任保証            |
| ○ 保険の内容 | 業務遂行損害賠償               |
| ○ 賠償の概要 | 業務活動での不注意によって発生した偶然な事故 |

(5)

一般社団法人あみーる

21 相談・苦情・虐待防止窓口

- ① 森ケアサービス在宅介護相談
  - 相談・苦情・虐待防止受付担当者 森 純子
  - 相談・苦情・虐待防止解決責任者 森 克己
  - 電話連絡 06-6428-2271
  - 平日（月曜日～金曜日）午前10時～午後5時
- ② 兵庫県国民健康保険団体
  - 電話連絡 078-332-5617
  - 平日（月曜日～金曜日）午前8時45分～午後5時15分
- ③ 尼崎市健康福祉局福祉部介護保険事業担当
  - 電話連絡 06-6489-6322
  - 平日（月曜日～金曜日）午前9時～午後5時

22 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者：代表理事 森 克己
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中、職員は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、この事を市町村等に通報します。

令和 年 月 日

サービス提供の利用開始にあたり、上記内容について、介護福祉支援事業者の指定に関する基準を定める条例に基づき利用者に説明を致しました。

【事業者】 所在地 尼崎市南塚口町2丁目14番24号  
 名称 一般社団法人あみーる  
 代表者 代表理事 森 克己 ㊟

【事業所】 所在地 尼崎市南塚口町3丁目9番28号  
 名称 森ケアサービス  
 電話 06-6428-2271

【説明者】 ㊟

上記内容の説明を事業者（説明者）から確かに受け、了承しました。

【利用者】	所在地	(〒 - )
	氏名	㊟
【代理人】	所在地	(〒 )
	氏名	㊟
	電話	

